

## ① どんな改正？

2017年5月26日、「民法の一部を改正する法律」が成立しました。いわゆる債権法の改正です。施行日は、原則として公布日（6月2日）から起算して3年を超えない範囲内とされています。

## ② 影響は？

時効、法定利率、定型約款、個人保証などの重要な見直しのほか、詐欺・錯誤、債務不履行、債権譲渡、消費貸借契約など広く見直しが行われています。改正事項を一通り確認しておくことが重要です。

これが求められてきた。今回の改正は、民法のうち債権に関する見直しを行うものである。

本稿では特に重要な見直しである①時効、②法定利率、③定型約款、④個人保証について解説する。

改正民法では、職業別の債権および定期給付債権の短期消滅時効の定めは廃止され、原則的な消滅時効に統一される。定期金債権については、時効の起算点が見直された。不法行為による損害賠償請求権については、人の生命または身体を害する不法行為に限つて特則が定められ、被害者などが損害および加害者を知ったときから「5年間」（現行3年間）に延長された。

改正民法では、職業別の債権、定期金債権、定期給付債権について例外的な消滅時効の定めが設けられている。また、不法行為による損害賠償請求権についても、被害者の保護などの趣旨から別途時

効の定めがある。

改正民法では、民事法定利率の引下げと変動制の導入

現行民法では法定利率は年5%であり（民事法定利率）、これは実勢金利と関係なく常に5%の固定利率である。

## ② 法定利率の見直し（図表2）

改正民法では、この法定利率を引き下げて当初年3%とし、かつ実勢金利を基準にして3年ごとに実勢金利と関係なく常に5%の固定利率である。

現行民法では法定利率を実勢金利と関係なく常に5%の固定利率である。

## ① 民事法定利率の見直し（図表2）

現行民法では法定利率は年5%であり（民事法定利率）、これは実勢金利と関係なく常に5%の固定利率である。

現行の商法では、商行為から生

# シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度

Vol.29

## 民法（債権法）の改正

——時効・法定利率・定型約款などの重要な見直し

図表1 消滅時効の見直し

原則	債権の種類		現行法	改正後
	職業別の債権	定期的に生じる債権		
一般の債権			権利行使できるときから10年間	
医師の診療、助産師の助産、薬剤師の調剤			権利行使できるときから3年間	
住宅の建築・リフォーム工事の設計、請負代金など			工事終了のときから3年間	
弁護士、公証人の報酬など			事件終了のときから2年間	
生産者、卸売・小売商人の商品代金など			権利行使できるときから2年間	
理髪店、クリーニング店の料金など			権利行使できるときから2年間	
学校、塾の授業料や教材費など			権利行使できるときから2年間	
使用人の給料（月払いまたは日払いのもの）			権利行使できるときから1年間	
バス、タクシー、宅配業者の運賃など			権利行使できるときから1年間	
旅館の宿泊費、飲食店の飲食費、席料など			権利行使できるときから5年間	
定期給付債権（利息、家賃、給料、扶養料など）			権利行使できるときから5年間	
定期金債権			第1回の弁済期から20年間 または最後の弁済期から10年間	債権者が権利行使できるときから10年間 または権利行使できるときから20年間
人の生命または身体を害する不法行為			被害者などが損害および加害者を知ったときから3年間 または不法行為時から20年間	被害者などが損害および加害者を知ったときから3年間 または不法行為時から20年間
それ以外				

(注) 人の生命または身体の侵害による損害賠償請求権は、権利行使できるときから20年間。

(出所) 大和総研作成

図表2 法定利率の見直し

	現行法	改正後
民事法定利率	年5%	年3%かつ3年ごとの変動制（注）
商事法定利率	年6%	

(注) 銀行の短期貸付の過去5年間の変動を基準として算出される。

(出所) 大和総研作成

契約は原則として当事者の合意で成立する。したがって、定型約款が契約の内容となるためには、その個別の条項についても合意が必要とされるべきであるが、約款は日常生活の多くの場面で利用されていることから、取引の安定性

じた債権については、年6%の商事法定利率が適用される。民事法定利率の見直しにあわせて、この商事法定利率は廃止され、民事法定利率が適用されることとされた。

### ③ 定型約款の規定の導入

#### ① 対象となる「定型約款」

現代社会においては、保険契約、銀行の預金契約、電気・ガス・水道などの公共インフラの提供契約、公共交通機関の利用契約、インターネットでの取引など、生活の多くの場面で約款に基づいた取引が行われている。しかし、大多数の顧客は約款の存在を特段意識せず、取引関係に入りがちである。そのため、一方的に事業者が有利な

改正民法では、約款について新たに規定が創設された。対象となる「定型約款」は、「ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引で、その内容の一部又は全部が画一的であることがその双方にとって合理的なもの」である定型取引において、「契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体」と定義されている。前に例として挙げた契約は、ほぼこの「定型約款」に該当すると考えてよい。

#### ② 規定の内容

を保護する必要もある。

そのため、定型約款が契約の内容となる要件について、一定のみなし規定が置かれた。定型取引を行うことの合意をした者は、次いすれかの場合、定型約款の個別の条項についても合意をしたものとみなされ、定型約款が契約の内容となる。

- ・定型約款を契約の内容とする合意をしたとき
- ・定型約款を準備した者があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示しているとき

は適用されない。

#### c 定型約款の内容制限

定型約款では、事業者の相手方に一方的に不利な条項が設けられていることが少くない。改正民法では、みなし合意の対象となる定型約款のうち、消費者の権利を過度に制限する条項や、過大な責任を負わせる条項は、みなし合意の対象から除外することとされた。

これにより、このような条項は契約の内容にならないことが明確になった。

#### d 契約内容の変更

事業者が相手方の個別の合意なく、一方的に約款の内容を変更するには、次の要件をいずれも満たす必要がある。

- ・相手方の一般の利益に適合する変更であるとき。または契約目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性などの変更に関する事情からみて合理的な変更であるとき
- ・事業者が、変更の効力が発生する時期を定めたうえで、変更を

する旨、変更後の定型約款の内容、効力発生時期について、インターネットなどをを利用して周知しているとき（効力発生時期の到来までに周知しなければ、変更の効力は発生しない）

#### ④個人保証の見直し

現行民法は、保証契約は書面ですることとしているものの、それ以外には特に要件を定めていない。

#### 3 適用関係

民法改正法の施行日は、原則として公布日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日とされており、遅くとも2020（平成32）年6月1日までに施行されることになる。

ただし、改正項目によつては経緯結日前一ヶ月以内に作成されたものでなければならず、書面の作成方式も厳格に定められている。なお、この定めは、その個人が、主債務者である法人の理事・取締役・執行役や、総株主議決権の過

半数を保有する株主などである場合には適用されず、主債務者である個人の共同事業者や、現に事業に従事している配偶者の場合も適用されない。これらの者については、従来どおり、書面要件のみで保証契約を結ぶことができる。



小林章子 ●こばやし・あきこ  
大和総研研究員 弁護士  
「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」(いずれも共著、大和証券刊)。

定型取引を行う合意の前にされ開示請求を事業者が拒んだときは、原則としてみなし合意の規定